



【2024年5月適用】

## 子どもショートステイ事業 利用案内

事業内容	保護者の入院等の事由によりお子さんの養育が一時的に困難になり、ほかに養育できる方がいない場合、宿泊を伴ってお預かりする事業			
対象児童	中野区在住の生後43日以上から中学校3年生(15歳を迎えたはじめの3月31日)までのお子さん ※限られた職員数で事業を行うため、面接等の結果で特別な対応を必要と判断した場合はお預かりできないことがあります。			
保護者の要件	(1)保護者が病気・出産等のため入院するとき (2)保護者が仕事の都合で出張するとき (3)保護者の親族が入院等するため、その付添看護にあたる時			
実施施設	対象年齢	実施施設	利用定員	利用期間
	生後43日～3歳未満	聖オディリアホーム乳児院 中野区上鷲宮5-28-28 電話 03-5971-8071	1日 2名	原則1回につき7日以内 預け入れ、引き取り時間: 9:00~18:00
3歳～中学校3年生	中野区さつき寮 中野区中央5-32-6 電話 03-3381-6262	1日 最大3世帯(3室) ※トワイライトステイ事業の利用状況により3世帯受入できない場合が有ります。	原則1回につき11日以内 預け入れ、引き取り時間: 9:00~17:00	
※ 預け入れ、引き取りは原則として保護者の方が行ってください。 ※ 年間を通して利用可能です。年度内の利用は、一人につき合計62日以内です。 ※ 預け入れ時間から24時間以内を1日利用とし、24時間を過ぎた場合は2日利用となります。 例1:9:00に預け入れを行い、翌日の9:00に引き取り(1日分の利用料金) 例2:9:00に預け入れを行い、翌日の15:00に引き取り(2日分の利用料金)				
1日分の利用料金	課税状況		聖オディリアホーム乳児院	中野区さつき寮
	住民税課税世帯		2,200円	5,000円
	住民税非課税世帯・ひとり親世帯		900円	2,500円
生活保護世帯		0円	0円	
支払い	利用料金の支払いについて		お迎え時に支払い	事前面談時に支払い
送迎サービス料金	ショートステイ利用中に所属園(学校)等へお迎え、送りを行います。 中野区さつき寮のみ実施(減免制度無) 通学等送迎実費負担(片道1,000円を限度)			
<p>&lt;利用の取消について&gt; 次のような場合には利用承認を取り消します。 (1)利用理由に虚偽があった場合 (2)施設での面接で、事業の利用が適当でないと判断した場合 (3)その他、災害等で施設でのお預かりができない事情が生じた場合</p> 				

※裏面もご確認ください

<利用にあたっての留意点>

- (1) 預け入れの当日にお子さんが病気や同居家族に感染症の疑いがある場合はお預かりすることはできません。
- (2) ご利用中、お子さんの健康状態により、引き取り頂く場合があります。その際は、申請書の記載の身元引受人の方に必ず迎えに来て頂きます。
- (3) お子さんがショートステイ利用中に、学校等へ通学(園)される場合は、通学(園)先へ、ショートステイを利用することを、保護者の方から事前にご連絡ください。
- (4) 保護者の方の出張先や緊急連絡先が変更になる場合は、区担当窓口と施設に速やかにご連絡ください。
- (5) 食物アレルギー対応の為、同日利用する他のお子さんと同じ内容の食事の提供となる場合があります。

申込み	<p><b>▼窓口</b></p> <p>・中野区役所3階1番窓口 月～金 8時30分～17時 電話:03-3228-8723</p> <p>・各すこやか福祉センター 月～金 8時30分～17時 (鷺宮・北部・中部・南部)</p> <p style="text-align: right;">&lt;すこやか福祉センター&gt;</p> 	
事前面談	<p><b>▼申込締切</b></p> <p>・利用予定日の3日前まで ※当該日が、土・日・祝日の場合は、直前の開庁日まで</p> <p><b>▼申請時に持参するもの</b></p> <p>・利用要件のわかる書類(診断書、入院計画書、出張命令等) ※食物アレルギーがある場合は、食物アレルギー診断書・指示書・検査結果等をご用意ください。 ※区外からの転入者で利用料金の減免を希望される方は、世帯の課税対象者全員の住民税課税証明書をご用意ください。</p>	
	聖オディリアホーム乳児院	中野区さつき寮
預け入れ 利用開始	<p>初回利用時と、前回の利用から長期間経過している方は、事前面談が必要です。施設と面談日程の調整をお願いします。</p> <p><b>■面談時に持参するもの</b></p> <p>①利用承認通知書 (申込時に窓口で発行)</p> <p>②母子手帳</p> 	<p>利用ごとに事前面談が必要です。施設と面談日程の調整をお願いします。</p> <p><b>■面談時に持参するもの</b></p> <p>①利用承認通知書 (申込時に窓口で発行)</p> <p>②母子手帳</p> <p>③児童表(申込時にお渡し)</p> <p>④受け入れカード(申込時にお渡し)</p>
利用終了 お迎え	<p>利用終了時間までに、各施設へのお迎えをお願い致します。 お迎えの時間が承認した時間よりも遅れたことにより、施設の滞在時間が24時間を超えた場合、1日分の追加料金をご負担頂きます。</p>	

<利用の変更及びキャンセル>

- (1) 利用期間の変更または、キャンセルの場合は、申請手続きをした窓口並びに実施施設にご連絡ください。また、利用期間の変更の場合には、「子どもショートステイ事業利用変更申請書」を提出頂きます。
- (2) 次の場合は、理由にかかわらずキャンセル料として1日分の利用料金をご負担頂きます。
  - ・利用期間の変更またはキャンセルの連絡を、利用日前日の17時以降に行ったとき
  - ※前日が土・日・祝の場合は、直前の開庁日
- (3) お迎えの時間が遅れたことにより、施設の滞在時間が24時間を超えた場合は、1日分の追加料金をご負担頂きます。

★その他、制度についてのお問い合わせは、子ども・若者相談課(03-5937-3257)へご連絡ください。